

# 長期療養者就職支援事業実施協定書

長期療養者就職支援事業を実施するにあたり、公立大学法人横浜市立大学附属病院長と横浜公共職業安定所長は、下記の事項について、協定を締結する。

## 1. 就職支援

横浜公共職業安定所就職支援ナビゲーターが公立大学法人横浜市立大学附属病院（以下「横浜市立大学附属病院」という。）に出張し、職業相談を実施する。

なお、具体的には、別途作成する出張相談実施要領に定める。

## 2. 情報共有

支援対象者から横浜市立大学附属病院と横浜公共職業安定所の情報共有に関する同意書を徴した場合においては、本事業実施に必要となる情報について、相互に情報を共有する。

## 3. 秘密保持

横浜市立大学附属病院と横浜公共職業安定所の本事業の取組において、相互に共有する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

## 4. その他

この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、横浜市立大学附属病院と横浜公共職業安定所が誠意をもって協議し、決定するものとする。

なお、協定締結当事者に変更があった場合であっても、この協定を有効なものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、公立大学法人横浜市立大学附属病院長と横浜公共職業安定所長が捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月5日

公立大学法人

横浜市立大学附属病院

病院長 後藤 隆久



横浜公共職業安定所

所長 松田 誠

